

ふるさと長久手寄附金返礼品募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により、長久手市（以下、「本市」という。）へ寄附いただいた市外在住の寄附者に対し、地場産品やサービス（以下、「返礼品」という。）を提供することにより、本市の魅力発信、地域振興、観光促進につなげることを目的として、寄附者への返礼品の提供に協力していただける事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）及び本市ならではの魅力ある返礼品を募集します。

2 募集条件

(1) 返礼品提供事業者の要件

ア 本市内に事業所や工場等があり、生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている法人、団体又は個人事業者であること。

ただし、本市内で生産された農産物等を原材料に、加工、製造している場合は、市外事業者であっても対象となります。

イ 関係法令等に沿った生産・製造・販売・役務の提供を行っていること。

ウ 市税等の滞納がないこと。

エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員又は当該暴力団の構成員と密接な関係を有するものでないこと。

(2) 返礼品の要件

ア 返礼品の地場産品基準に適合するものであること。なお、地場産品基準に適合しているかについては、返礼品の提供期間に応じ適用される最新の法令等や製造等の状況により判断します。

【地場産品基準】一部抜粋

一 本市内において生産されたものであること。

二 本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三 本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の（半分を一定程度以上上回る）付加価値が生じているものであること。

四 返礼品を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

七 本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

イ 公序良俗に反しないものであること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。）

エ 市から送付の依頼を受けた後、所定の日数以内に発送できるものであること。

飲食物については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の賞味及び消費期限が保証されていること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）について

はこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。

オ キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

カ 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。

なお、役務の提供の場合は、現場での確認ができること。

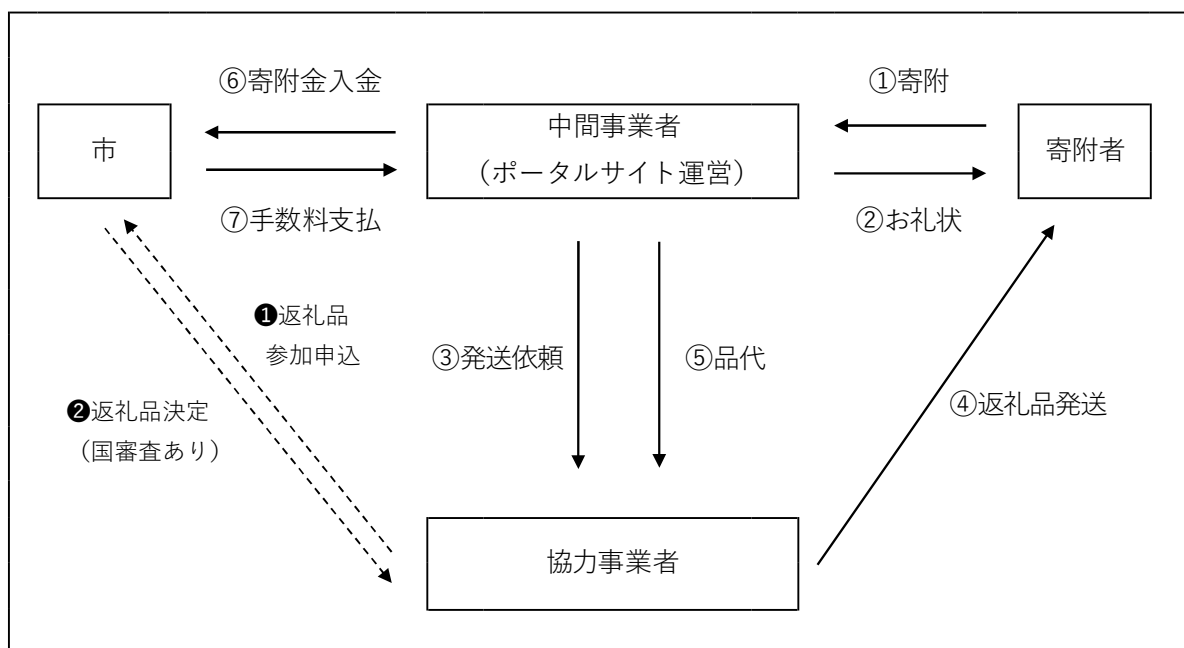
キ ふるさと長久手寄附金関連のホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

(3) 返礼品の価格

返礼品の価格は、本体価格の他、梱包料や消費税等を含めた価格としてください。寄附額は、1,000円単位（最低寄附額10,000円）で、返礼品の価格が寄附金額の3割以下かつ、返礼品の価格をはじめ手数料、送料等のふるさと納税関連経費の割合が5割程度となるよう市で定めるものとします。

3 運用方法

(1) 返礼品発送業務の流れ



(2) 費用負担

ア 返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担します。ただし、返礼品の配送にあたっては、梱包サイズを小さくするなど配送料が最も低い配送方法を選択してください。国の基準（募集経費が寄附額の 1/2 以内）を遵守するため、配送料が高額になる場合は、寄附額を高めに設定する場合があります。

イ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

ウ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

(3) 広報・PR

ア ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

イ 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

ウ 本市がふるさと寄附金（納税）の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。

エ 返礼品提供事業者は、本市のふるさと寄附金（納税）返礼品提供事業者であることを商品や会社のPRに活用することができます。

4 応募方法

(1) 募集期間

随時受付とします。

(2) 提出方法

ふるさと長久手寄附金返礼品参加申込書（別記様式）に必要事項を記入し、添付書類とともに市観光商工課に持参、郵送又はメールにて提出してください。

5 返礼品の登録

(1) 審査

提出された内容を本市で募集条件を満たしていることを確認した後、本市から国に地場産品基準に適合しているかを確認するための申請を行います。

(2) 結果通知

審査の結果、国の確認を得られた返礼品の採用の決定について、ふるさと長久手寄附金返礼品参加決定通知書（別記様式2）により通知するとともに返礼品登録の手続きについて案内します。

審査の結果については、国へ申請してからおよそ2か月から3か月程かかります。

(3) 契約及び登録

返礼品の採択が決定した際は、返礼品の手配、配送等に関する事項について、中間事業者と、別途契約を締結する必要があります。

(4) 国への確認

毎年10月1日から翌年9月30日（以下「指定対象期間」という。）に行う寄附募集の際に提供しようとする返礼品については、原則として、指定対象期間の初日の属する年の6月30日までに応募いただいた返礼品（既に提供されている返礼品も含む。）を対象として、毎年、国へ地場産品基準の適合性についての確認申請を行います。国の確認が得られ次第、ポータルサイトへの掲載が可能となりますが、提案の内容によっては、当該指定対象期間開始時までには国の確認が得られない場合もあります。なお、指定対象期間の初日の属する年の7月1日以降にご応募いただいた返礼品であっても、国の確認を得られた場合は、10月1日以降、随時、ポータルサイトへの掲載が可能となります。国への随時申請については国が定める日程で確認申請を行います。

6 個人情報の取扱い

(1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他情報保護に係る関係法令を遵守してください。

(2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

ただし、返礼品発送時に同封したパンフレット等により、寄附者から商品の申込み等がされた場合において知り得た個人情報の取扱いについては、この限りではありません。

7 その他留意事項

(1) 事業者は、返礼品の変更又は取下げをする場合は、あらかじめ市へ報告するものとします。

(2) 事業者は、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が発生した場合には、速やかに市へ報告するものとします。

(3) 事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに市へ報告するものとします。

(4) 事業者は、返礼品の送付に伴う事故又は紛争が発生した場合は、事業者の責任及び負担においてこれを解決し、速やかに市へ報告するものとします。

(5) 市は、決定した返礼品が、募集要領に定める要件に適合しなくなったと認める場合及びその他市長が必要と認める場合は、その決定を取り消すことがあります。

8 申込み・問合せ先

長久手市 くらし文化部観光商工課

〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1

TEL 0561-56-0641 FAX 0561-63-2100

E-Mail kanko@nagakute.aichi.jp